

令和8年8月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 5件	
1	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件 ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）：令和6年6月26日公布、一部を除き令和8年12月25日施行 ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）：令和7年12月25日公布、一部を除き令和8年12月25日施行 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和7年内閣府・文部科学省令第5号）：令和7年12月25日公布、令和8年12月25日施行 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和7年内閣府・文部科学省告示第3号）：令和7年12月25日公布、令和8年12月25日適用	○改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和7年内閣府令第104号）等に伴い、児童福祉施設の設置者等に係る児童対象性暴力等の防止について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 次に掲げる条例について、児童福祉施設の設置者等は、児童福祉法等の規定に基づき、児童対象性暴力等の防止等のため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講じなければならないこととする とともに、規定を整備する。 (1) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 (2) 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例 (3) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 (4) 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例 (5) 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例 (6) 秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例 ○施行期日 令和8年12月25日から

2

秋田市保育所設置条例の一部を改正する件

○改正理由

岩見三内保育所を廃止するため、改正しようとするもの

○改正要旨

岩見三内保育所を廃止する。

○施行期日

令和9年4月1日から

3

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件

○改正理由

下新城小学校の廃止等に伴い、下新城小学校等共同調理場を廃止すること等とするため、改正しようとするもの

○改正要旨

1

将軍野中学校、土崎中学校共同調理場の名称を将軍野中学校等共同調理場に改める。

2

城東中学校、桜中学校共同調理場の名称を城東中学校等共同調理場に改める。

3

下新城小学校等共同調理場を廃止する。

4

保戸野小学校、明德小学校共同調理場を設置する。

○施行期日

令和9年4月1日から。ただし、2は規則で定める日から

4

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件

○改正理由

水道料金の適正化を図るため、改正しようとするもの

○改正要旨

1

秋田市水道事業給水条例について、水道料金に係る基本料金および従量料金の額を次のように改める。

(1) 基本料金

メーターの口径	料金（1月につき）
13ミリメートル	940円
20ミリメートル	1,600円
25ミリメートル	3,600円
40ミリメートル	10,380円
50ミリメートル	17,690円
75ミリメートル	39,900円

100ミリメートル	66,500円
150ミリメートル	146,300円
200ミリメートル	212,800円

(2) 従量料金

種別および用途		区分	料金（1月につき）
一般用	メーター口径 20ミリメートル以下	1 立方メートルから10立方メートルまで	1 立方メートルにつき 74円
		11立方メートルから20立方メートルまで	1 立方メートルにつき 180円
		21立方メートルから50立方メートルまで	1 立方メートルにつき 253円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1 立方メートルにつき 293円
		101立方メートル以上	1 立方メートルにつき 326円
	メーター口径 25ミリメートル以上	1 立方メートルから50立方メートルまで	1 立方メートルにつき 253円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1 立方メートルにつき 293円
		101立方メートル以上	1 立方メートルにつき 326円
浴場用			1 立方メートルにつき 74円

2 秋田市小規模水道施設条例について、水道料金に係る基本料金および従量料金の額を改める。

○施行期日等

令和9年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

5 秋田市下水道条例等の一部を改正する件

○改正理由

公共下水道等の使用料の適正化を図るとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 秋田市下水道条例について、公共下水道の使用料に係る基本使用料および従量使用料の額を次のように改めるとともに、規定を整備する。

(1) 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

区域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処理区	一般	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	汚水		10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円

域			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
			1,000立方メートルを超える分	499円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
	処理区域以外の区域	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	145円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	163円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	199円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	230円
			1,000立方メートルを超える分	277円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

- この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

(2) 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

区域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処理区域	一般汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
			15立方メートルを超え100立方	185円

処理区域以外の区域			メートルまでの分	
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
			500立方メートルを超える分	208円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
	一般汚水	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	53円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	94円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	101円
			500立方メートルを超える分	107円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

- 1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
 - 2 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。
- 2 次に掲げる条例について、農業集落排水施設、地域下水道および個別排水処理施設の使用料に係る基本使用料および従量使用料の額を改めるとともに、規定を整備する。
- (1) 秋田市農業集落排水施設条例
 - (2) 秋田市地域下水道条例
 - (3) 秋田市個別排水処理施設条例

○施行期日等

令和9年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

「単行案」 4件

- 6 雄和市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件

○雄和市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結しようとするもの

- ・工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
- ・契約金額 872,300,000円

		・ 契 約 先 長谷駒・伊藤工業・中央土建 特定建設工事共同企業体 ・ 工 期 令和 9 年12月17日まで ・ 工事概要 - 外部改修工事 - 内部改修工事 - 保育所整備工事 - 昇降機改修工事ほか ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
7	雄和市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件	○雄和市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結しようとするもの ・ 工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1 ・ 契約金額 301, 400, 000円 ・ 契 約 先 日電興・本荘電気・日本海特定建設工事共同企業体 ・ 工 期 令和 9 年12月17日まで ・ 工事概要 - 受変電設備 - 非常用発電設備 - 幹線設備 - 空調・動力設備ほか ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
8	雄和市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件	○雄和市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結しようとするもの ・ 工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1 ・ 契約金額 401, 610, 000円 ・ 契 約 先 山二施設・山岡工業・北勢工業特定建設工事共同企業体 ・ 工 期 令和 9 年12月17日まで ・ 工事概要 - 空気調和設備 - 換気設備 - 衛生器具設備 - 給水設備ほか

		※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
9	市道豊岩御野場線秋田南大橋橋梁補修工事請負契約の変更契約を締結する件	○市道豊岩御野場線秋田南大橋橋梁補修工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの ・議決年月日 令和7年6月27日 ・議案番号 令和7年議案第86号 ・工事場所 秋田市仁井田字下新田地内ほか ・変更事項 契約金額「575,850,000円」を「606,295,800円」に変更するもの ・契約先 住建・加賀屋・ユナイテッド計画特定建設工事共同企業体 ・変更理由 舗装工におけるアスファルト殻等について、追加の撤去・運搬処分が必要となったことなどによる。 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
	「 予 算 案 」 3 件	
10	令和8年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
11	令和8年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
12	令和8年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
	「 決算認定 」 3 件	
13	令和7年度秋田市水道事業会計決算認定の件	○資料別紙
14	令和7年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	

15	令和7年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件 「 追加提案 」 「 人 事 案 」 3 件	○資料別紙
16	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	○公平委員会委員高橋能成氏の任期満了（令和8年9月30日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項
17	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員工藤良登氏の任期満了（令和8年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
18	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員佐川喜一氏の任期満了（令和8年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
	「 決算認定 」 1 件	
19	令和7年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	